

商工こすど かわら版

「協会けんぽ」平成三十一年度の
保険料率の確定について

全国健康保険協会「協会けんぽ」の平成三十一年度の都道府県単位保険料率が確定しましたのでお知らせします。

変更時期	平成31年 3月分から (4月納付分)	《参考》 平成31年 2月分まで (3月納付分)
介護保険第2号被保険者に該当しない場合	9.63% (変更なし)	9.63%
介護保険第2号被保険者に該当する場合 (40歳以上65歳未満)	11.36%	11.2%

まもなく平成三十年分
確定申告・納付期限です

まもなく所得税・消費税の確定申告・納付期限となります。お済みでない方はお急ぎください。

・所得税

平成三十一年三月十五日(金)

・個人事業者の消費税、地方消費税

平成三十一年四月一日(月)

※振替納税ご利用の場合、所得税の振替日は四月二十二日(月)、消費税・地方消費税の振替日は四月二十四日(水)です。

「年次有給休暇」の取得が
全ての企業で義務化となります

二〇一九年四月一日から働き方改革関連法案が順次施行されます。事業への影響が予想されますので、お早めにご確認・ご準備ください。

【年次有給休暇の確実な取得】

(二〇一九年四月一日から)

使用者は十日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年五日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

第225号
小須戸
商工会

〔3月の
花
ボケ〕



【年次有給休暇とは】

入社から①六ヶ月間継続勤務し、②その期間の全労働日の八割以上出勤していれば、その労働者には十日の年次有給休暇を付与しなければなりません(時効二年)。また、その後一年間継続勤務し、その期間の出勤率が八割以上であれば、十一日付与することが必要です。以降も同様の要件を満たせば、下表のとおり付与日数が発生します。週所定労働日数が五日以上または週所定労働時間が三十時間以上の労働者は通常労働者と同じ日数が付与されます。

継続勤務年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年6ヶ月以上 (以降毎年)
付与日数 通常労働者	10	11	12	14	16	18	20 (労働基準法の上限)

今回の義務化の対象は、各表の色付けされた部分に該当する方です。
 ・入社から六ヶ月経過した正社員
 ・入社から六ヶ月経過した週所定労働日数五日以上または週所定労働時間三十時間以上のパートなど
 ・入社から三年半経過した週所定労働日数四日のパートなど
 ・入社から五年半経過した週所定労働日数三日のパートなど

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	継続勤務年数								
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上 (以降毎年)		
付与日数 パート・アルバイト	4日	169日 ~216日	7	8	9	10	12	13	15	(労働基準法の上限)
	3日	121日 ~168日	5	6	6	8	9	10	11	
	2日	73日 ~120日	3	4	4	5	6	6	7	
	1日	48日 ~72日	1	2	2	2	3	3	3	

**「労働保険」年度更新手続きの
「準備を！」**

商工会に「労働保険」の事務委託をされている会員事業所におかれましては、前年度保険料の確定精算と次年度概算保険料算定のための「年度更新」手続きが必要です。

労働保険の保険料計算は、毎年四月から翌年三月までの一年間に従業員に支払った給料額、建設業等の労災保険については同期間に完了した元請工事金額に基づいて算定し、保険料を精算・納付していただくこととなります。今月末が年度末となりますので、関係書類(従業員給料の賃金台帳や工事の請負契約書等)の作成・整備をお願いいたします。

なお、「年度更新」の関係書類は、月末に商工会より送付いたします。

ポータルサイト

「確かめよう労働条件」のご紹介

厚生労働省では、労働基準法等の基礎知識や相談窓口等をまとめた労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営していますのでご紹介いたします。

【内容】

- ・マンガで学ぶ労働条件
- ・労働条件Q&A

- ・しっかりと学ぼう！
- 働く時の基礎知識

- ・アルバイトの労働条件を

確かめよう ……など

また、労働条件に関する法律を、クイズを通じて学習することができ、スマートフォンアプリ「労働条件(RJ)パトロール」も提供しています。

【ホームページ】

「確かめよう労働条件」と検索していただくと、ご覧いただけます。

**ものづくり補助金の
公募が開始されました**

国の平成三十年年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の公募が開始されましたのでご案内します。

【概要】

中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

【対象要件】

認定支援機関の全面バックアップを得た事業者で、次の要件のいずれかの計画に取り組みものです。

- ・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービス

の創出・提供プロセスの改善
・「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善

※いずれも三〜五年計画で「付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)・年率二%及び「経常利益」年率一%の向上を達成できる計画となっていない限りなりません。

【補助額】

- ①一般型 百万円〜一千万円
- ②小規模型 百万円〜五百万円

※いずれも補助率は二分の一以内ですが、一部要件を満たすことにより三分の二まで引き上げられます。

【公募期間】

二〇一九年五月八日(水)消印有効
※採択発表は六月中を予定

【その他】

申請書等は、新潟県中小企業団体中央会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.chuokai-niigata.or.jp/>

詳しくは商工会までお問い合わせください。

**小規模事業者持続化補助金の
募集が予定されています**

国の平成三十年年度補正予算事業として、小規模事業者持続化補助金が実施されます。また、**募集は開始されておられません**が、希望される方は事前に事業計画等のご準備をお願いいたします。

【概要】

小規模事業者が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組み費用の三分の二を補助します。商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

※小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む小規模事業者(会社および個人事業主)」であり、常時使用する従業員の数が二十人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については五人以下)の事業者です。

【補助上限額】 五十万円

【募集開始予定】

平成三十一年三月中旬に予定

【その他】

募集の開始については、商工会かわら版及びホームページでお知らせします。